

平成 2 3 年 1 1 月 2 9 日開会

平成 2 3 年 1 1 月 2 9 日閉会

平成 2 3 年

第 3 回臨時会会議録

小豆島町議会

# 平成 23 年 第 3 回 小豆島町議会臨時会会議録

---

小豆島町告示第 66 号

平成 23 年第 3 回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 23 年 11 月 15 日

小豆島町長 塩田幸雄

記

1. 期 日 平成 23 年 11 月 29 日 (火)
2. 場 所 小豆島町役場 議場
3. 付議事項 (1) 専決処分の報告について  
(平成 23 年度小豆島町一般会計補正予算 (第 5 号))  
(2) 小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正  
する条例について

---

開 会 平成 23 年 11 月 29 日 (火曜日) 午前 9 時 00 分

閉 会 平成 23 年 11 月 29 日 (火曜日) 午前 9 時 47 分

## 出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 欠席 ×

議席 番号	氏 名	11月29日		
1	森 口 久 士			
2	谷 康 男			
3	大 川 新 也			
4	柴 田 初 子			
5	藤 本 傳 夫			
6	森 崇			
7	新 名 教 男			
8	安 井 信 之			
9	植 松 勝 太 郎	×		
10	渡 辺 慧			
11	村 上 久 美			
12	鍋 谷 真 由 美			
13	中 江 正			
14	中 村 勝 利			
15	浜 口 勇			
16	秋 長 正 幸			

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日		
町 長	塩 田 幸 雄			
副 町 長	竹 内 章 介			
教 育 長	後 藤 巧			
企画財政課参事課長	松 本 篤			
総 務 課 長	空 林 志 郎			
住民福祉課参事課長	宗 保 孝 治			
税 務 課 長	松 尾 俊 男			
住 民 福 祉 課 長	森 弘 章			
保 険 事 業 課 長	島 田 憲 明			
介 護 事 業 課 長	岡 秀 安			
環 境 衛 生 課 長	樋 元 一 郎			
商 工 観 光 課 長	坂 東 民 哉			
オ リ ー プ 課 長	城 博 史			
農 林 水 産 課 長	石 山 豊			
建 設 課 長	尾 田 秀 範			
人 権 対 策 課 長	浜 本 広 志			
池田総合窓口センター所長	村 口 佐 吉			
会 計 管 理 者	高 橋 龍 司			
収 納 対 策 室 長	谷 部 達 海			
水 道 課 長	曾 根 為 義			
学 校 教 育 課 長	田 村 房 敬			
社 会 教 育 課 長	大 下 淳			
介護老人保健施設事務長	(兼)岡 秀 安			
病 院 事 務 長	荘 野 守			

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 大江正彦

議事日程

別紙のとおり

開会 午前 9 時00分

議長（秋長正幸君） 皆さん、おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

今期臨時会の議事日程等につきましては、去る11月25日に開催しました議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

町長から今期臨時会招集のごあいさつがあります。町長。

町長（塩田幸雄君） 本日、小豆島町議会第3回臨時会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

ことしも紅葉シーズンを迎え、寒霞渓やオリーブ公園など観光施設におきましては、小豆島を訪れるたくさんの観光客でにぎわいを見せているところでございます。

本臨時会は、本年のたび重なる台風被害に対して復旧対応の費用を専決処分したものの承認案1件と、人事院勧告及び香川県人事委員会勧告に伴う給与の一部改正の条例案1件の審議をお願いすることとなっております。議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。以上、簡単でございますが、今期臨時会に当たりましてのごあいさつといたします。

議長（秋長正幸君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第3回臨時会は成立しました。

これより開会します。（午前9時02分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（秋長正幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第118条の規定により、6番森崇議員、7番新名教男議員を指名しますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

議長（秋長正幸君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、今期臨時会は本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第3 議案第49号 専決処分の承認について（平成23年度小豆島町一般会計補正予算（第5号））

議長（秋長正幸君） 次、日程第3、議案第49号専決処分の承認について（平成23年度小豆島町一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第49号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、台風6号、12号及び15号により発生した自然災害のうち、住民生活にかかわりが深く早急に復旧対応が必要なものの費用を、平成23年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）で地方自治法第179条第1項の規定により10月7日付で専決処分したものであり、同条第3項の規定により議員の皆様のご承認をいたごうとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（秋長正幸君） 企画財政課参事。

企画財政課参事課長（松本 篤君） 議案第49号専決処分の承認について、専決事項であります平成23年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の2ページをお開き願ひます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,455万円を追加し、歳入歳出予算の総額を79億1,420万9千円とするものでございます。

第2条は、地方債の追加であります。

3ページの下をご覧いただけたらと思います。

第2表地方債補正のように災害復旧事業の財源とするため、公共土木施設災害復旧事業債を発行するものであります。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

議案集の末尾に添付しております平成23年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）説明書の5ページ、6ページをお開き願ひます。

まず、歳入の補正でございます。

14款国庫支出金、1項2目1節公共土木施設災害復旧費負担金196万6千円であります。台風6号により被災した町道柿の木谷サレ線について、現地査定を終え確定した事業費の3分の2に当たる国庫負担金を計上いたしてあります。

19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金3,168万4千円あります。今回の補正による一般財源の必要額をここで対応いたしてあります。

次に、21款町債、1項8目1節公共土木施設災害復旧債90万円あります。台風6号により被災した町道柿の木谷サレ線の災害復旧事業について、事業費から国庫負担金を差し引いた残額について町債を発行するものでございます。以上、歳入の補正額合計は3,455万円となっております。

次に、歳出の説明を申し上げます。

7ページ、8ページをお開き願ひます。

11款災害復旧費、1項1目農業災害復旧費であります。こちらは、災害復旧事業に対して国庫負担の採択を受けるべく実施いたします測量設計委託料540万円と農道の仮復旧用の重機等の借り上げ用として30万円を計上してあります。

同じく、11款1項3目林業施設災害復旧費であります。台風15号で被災し、一部通行不能となった林道苗羽線のアスファルト舗装復旧工事など260万円を計上してあります。

同じく、11款2項1目道路橋梁河川災害復旧費であります。まず、台風15号で被災した

箇所の応急措置に要した経費として、12節役務費に残土処分、倒木処理に要する経費等66万2千4百円を、14節使用料及び賃借料に重機、ダンプ等の借り上げ料530万3千円を、また15節工事請負費には土砂の除去等応急復旧工事費400万円を、16節原材料費にクラッシャーラン等応急処置に要する原材料購入費7万3千円を計上いたしております。また、13節委託料730万円は台風15号で被災した町道4路線、南田ノ浦線、長崎線、谷尻白浜線、大手城線の国庫採択に向けた測量設計委託料でございます。

最後に、台風6号で被災した町道柿の木谷サレ線につきまして、現地査定を終えた事業費295万円を15節工事請負費に計上しております。以上、歳出予算の補正総額は3,455万円となっております。

簡単ではございますが、以上で平成23年度一般会計補正予算（第5号）に係る議案第49号専決処分の承認について説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。11番村上議員。

11番（村上久美君） 7、8ページのところですが、それぞれ災害復旧ということで提案されております農業災害についての委託料が540万円、それと公共土木に関連する災害復旧が節のところでも12から16ありますが、それぞれの委託料でもここが730万円、これについてのもう少し経費の削減にどうやった、向き合ってるのかっていう点で、金額的に高いのではないかというふうに思います。

さっき、道路橋梁河川のところでも土砂除去でも400万円というふうに言われましたが、その点についても見積もりとの関係でもどうなるかというふうに疑問に思います。それと、重機借り上げについては530万3千円、15の工事請負の1、2のところ、それぞれの工事現場での重機関係だと思っておりますが、これのそれぞれの工事の測量設計が幾ら、重機が幾らというふうな形で内容を説明お願いいたします。

議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

農林水産課長（石山 豊君） 農業復旧債、災害復旧費の委託料に関してですけれども、台風に関しましては、台風が起こりまして60日以内に金額を確定し国の査定を受けなければならないということがまずあります。スピーディーに実施しなければならないということで、通常の小規模な災害でございましたら委託等はせず役場の職員で行っておりますけれども、12号、15号と大変大きな災害でございましたので、箇所数等も今回委託料として計上させていただきましてのが88カ所で3,460万円の概算でございますけれども、工事に対する委託料でございます。

それと、使用料及び賃借料の重機の借り上げにつきましては、農道等が住宅等に被害を及ぼすような崩土があった場合に、それを早急にのけなければ住宅等に被害があるというふうなことで計上させていただいております。

工事請負費につきましては、苗羽線の復旧工事、これにつきましてはマリアの園から碁石山へ上がる林道でございます。1,900メートル余りありますけれども、そのうちの200メートル余りが舗装の下に水が走り、舗装版が隆起したり陥没し、通行が不可能となったため、早急に通行可能なようにするために復旧費を計上させていただいております。以上です。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 公共の建設課の担当しておるほうの委託料につきましては、先ほど農林水産課長のほうから報告がありましたように、今回建設課のほうにおいても6

カ所において災害復旧、間もなく12月6日、7日に査定を受けることになっております。今、査定申請額にしまして1億9千万円ほどの被害額で申請するような形になっております。これほど金額的にもかなり大きいもんですから、要するに復旧のほう、測定のほう、そんだけ分散してやるだけ今建設課のほうございません。その短期間においてやる能力がございませんもんで、そういった形で外部委託という形でやらせていただいております。設計内容につきましては、要するに基準に則った形で委託しております。それと、処分費とかそこいらの部分になりますと、今もう現在既に除去をした形になっております。

今回対応しましたのは、要するに大きな現場としましては蒲野石場線、こちらのほうを1社のほうでお願いしております。こちらのほうは、3日間かかってやっております。内容といたしましては、バックホーが3日間、ダンプは2台ずつで3日間、普通作業員さんが2人つきまして3日間という形でそれぞれついております。そこで、谷尻白浜線におきましては16日間の使用日数ですべて動いております。大型バックホーが2台、大型のブレーカー、それとショベルカー、10トンダンプ、2トンダンプ、4トンダンプという編成で、それぞれ緊急を要しますものでそれぞれの常用単価という形で工事の部分でなく、要するにそれぞれリース及び運転手つきのリース料という形で算定させていただいた金額となって、支払う予定になっております。

それと、それに伴います土の処分費、こちらのほうはリサイクルのほうの観点で、処分料がすべてコンクリ殻、土、立ち木処分についてもタムラリサイクルのほうで処分いたしておりますもんで、それぞれ処分費用がかさんでこういった金額になっております。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。  
議案第49号は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は承認することに決定されました。

~~~~~

日程第4 議案第50号 小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議長（秋長正幸君） 次に、日程第4、議案第50号小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第50号小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。



本案につきましては、国家公務員及び他の地方公共団体との均衡等を考慮し、本年9月30日付の人事院勧告並びに11月4日付の香川県人事委員会勧告の内容に沿って、小豆島町職員の給与に関する条例等を一部改正しようとするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（空林志郎君） 議案第50号小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

町長のほうから申しましたように、人事院の職員の給与に関する報告及び香川県人事委員会の職員の給与等に関する報告、また他の地方公共団体の職員との均衡を考慮いたしまして、給料表の改正等を行うものでございます。

今般、国のほうにおきましては政府民主党が国家公務員給与について人事院勧告を見送り、平均7.9%の削減を行う方針を打ち出しておりますが、現在国会で審議中となっております。これに対しまして、地方公務員の給与についてはそれぞれの自治体の考え方に基づくとなっておりますが、県下の情勢を見てみますと、香川県を初め県内の8市9町すべてが県人事委員会の勧告に沿った給料表の改定を行うとお聞きしております。公務員制度改革が整っていない現状では、これまでの制度を踏襲した職員給与の設定が妥当であるとの考えから、本議案の提出に至ったものでございます。

香川県人事委員会におきましては、香川県内の従業員50人以上の民間事業所409事業所のうちから無作為抽出によって141事業所を抽出し、給与実態調査を実施し、公務と類似すると認められる78職種の従業員の実際に支給された給料月額等を調査いたしております。これによりますと、0.33%民間より県の公務員のほうが上回っているとの調査結果が出ております。

それでは、本議案の内容につきまして、改正後の条項に沿って説明をさせていただきます。

議案集の4ページをお願いいたします。

第1条は、小豆島町職員の給与に関する条例の一部改正となります。新旧対照表に示しておりますように、次のページにまたがりませんが、第4条の給料表の改正でございます。

別表第1は、行政職の給料表で、右側の改正前の給料表から左側の改正後の給料表に変わります。下線を引いて表記しているのが、改正する部分でございます。その他は、省略をいたしております。ご覧いただいてもわかると思いますが、改正部分は給料表の右側のほうに偏っております。これは、民間との格差である0.33%を引き下げる改正であり、かつ中高年齢者職員層を対象とした引き下げということでございます。最高で0.49%の減額となっております。

次に、9ページの別表第2、イの医療職給料表(2)でございますけれども、看護師等の給料表の改正でございます。なお、医師の給料ですけれども、アの医療職(1)になります。今回の勧告では引き下げとなっておりますので、給料表のほうは省略をいたしております。

続いて、14ページになりますが、本改正条例の第2条は小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。附則第6項の改正となります。

次のページになりますけれども、主な改正点は一番下の第1号、第2号でございます。

平成22年度から、55歳以上で6級の給料表にいる職員は0.15%の定率減額がされております。この職員のうち、平成18年度の大規模給与制度改革で給与水準が大きく下がった際に、そのときにもらっていた給料を下げないで維持するという措置を受けていた職員、現給保障と申しますけれども、この職員の給与を規定するものでございます。他の職員の給与水準が下がっているため、同様に下げようとする規定であります。行政職は、1号のほうで100分の99.59を100分の99.09に、第1号に該当しない職員は100分の99.83を99.34に改正す

るものでございます。ただし、第2号は人事交流等を規定したもので、対象者はございません。

その上の改正点部分につきましては、定率減額された職員を規定する文言で、改正後左側の欄の下線部分の最初のほう、第10項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員とは行政職給料表の6級に当たる職員であり、かつ職員が55歳に達した日以降における最初の4月1日以後はその0.15%の給料の減額がされるということをあらわしたものでございます。

この改正につきましては、職員の給与に関する条例の準則の改正がございましたので、これに伴うものでございます。今後の給与条例を改正する上で、準則に準拠したほうが今後の改正が容易であるということから改正をいたしております。

枠欄の附則でございますけれども、第1項は施行日の規定となっております、施行期日を本年12月1日といたしております。附則第2項は、読みかえ規定となっております。第3項は、必要事項の所定の委任を定めたものでございます。以上で議案第50号の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。6番森議員。

6番（森 崇君） 0.3%を月にしたら幾らになると、0.49%を月にしたら幾らになるかお聞きしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（空林志郎君） 森議員さんのご質問にお答えをいたします。

0.33%を月にいたしますと、大体月額で1,200円ということでございます。それから、0.49%、これにつきましては2千円ちょっとになるかと思えます。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 職員の給料が次々引き下げられていると思うんですけれども、組合のほうはどのような対応をされているのか。それと、特別職の報酬についてはどうお考えになっているのかお聞きします。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（空林志郎君） ただいま鍋谷議員さんのほうで、組合のほうの対応はということでございますけれども、組合のほうとは組合間との折衝交渉をいろいろ話し合いの場を持ちまして、勤務状況になりますこととか給与とかについてずっと話はしておりますので、ある程度納得いただきながら進んでおるといふふうに考えております。

それから、特別職の給与につきましては、これら特別職等の審査委員会のほう、こちらのほうで審議をいただきますので、それはまた別途ご審議をお願いをするということでございます。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 特別職の対応については別途審議していただくということは、審議すると。ということは、審議する内容については引き下げを検討するという内容になるのかどうなのか、その点について伺いたいと思えます。

それと、月で1,200円ないし最高で2千円、12月1日からこれ施行ということになるんで

すが、ボーナスにも連携するという説明だと思うんですが、ボーナス関係についてどれぐらいの金額になるのか。

それと、年間で今後丸々来年度1年間で中高年等の職員の給与が総額でどのぐらいの金額に影響するのか。つまり、引き下げですから総額の引き下げ額ですね。

それと、もう一つは1人平均幾らになるのか、引き下げが。やはり、先ほどもありましたが、基本給の減額とか手当の見直しとか、いろいろ出されておりますが、やはりこれが民間にも影響するし、地域経済にも影響する。マイナス影響だったと思うんですが、それによってますます悪循環になっていくという傾向も出ると思うんですが、その点について伺いたいと思います。以上、何点かあります。よろしくお願いします。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（空林志郎君） 何点かご質問をいただいたんですけども、先ほど申しました特別職の給与、手当等につきましては、一般論としまして審議会にかけるというお話でございまして、今年度まだ審議会を開くかどうかというのは未定でございまして。白紙の状態でございます。

それから、ただいまボーナスについてのお話でございますけれども、今回ボーナスの減額等については勧告はされておられません。ボーナスについては影響がございません。

それから、年間の減額の額でございますけれども、町全体で今回の減額で年間の影響が140万円程度ということでございます。それは、1人平均に直しますと大体0.2%ぐらいの減額になるかということでございます。

最後の公務員の給与が下がることによる民間への影響ということにつきましては、非常に難しい問題でございます。やはり、公務員給与が民間の給与に反映するという部分もあるかという話を聞いております。ただ、公務員の給与、これは民間給与の後追いですと人事院勧告、人事委員会勧告を受けて改定してきたものでありまして、それに沿った形で、現在の公務員制度に沿った形で給料を決めていくというのは、これはもう今の現行の公務員制度の中ではいたし方ないかなと。ということで、民間への影響ということについては、十分民間のほうには頑張っていただくしかないというふうに考えております。

議長（秋長正幸君） 副町長。

副町長（竹内章介君） 一言で申しますと、公務員の給与については民間準拠ということで、これが大原則でございますので、公務員が下がったから民間が下がるという話ではなしに民間の賃金が公務員を下回っておるから今回公務員の給与を改定しようということでございます。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 公務員も民間の賃金ベースに合わせていくというふうなことですよね。しかし、それはそういうマイナスの連鎖になっていく要素は高いわけで、それで下がっていくからいいんだという結論、考え方にはならないだろうというふうに私は思います。

特別職については、未定だというふうなことです。そういうところにもやはり何らかの形で審議会を開いて、対応していかなければならないんじゃないかというふうに思いますが、そのことについての方向性は全く考えていないというふうになるんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 副町長。

副町長（竹内章介君） ご承知のとおり、特別職等報酬審議会に諮問をするかしないかということは、その都度決めるわけですが、町民のほとんどの方がおかしいじゃないか、町長、副町長、議員の歳費を下げえという声が高いのであれば当然引き下げの諮問をするべきでしょうし、これまで本町の場合は報酬等審議会を開催しまして諮問をする際、白紙で諮問をするというのが多かったように思います。白紙で審議委員さんにどうしましょうかという質問をしてるわけですが、それも大変無責任な話ではございますが、いずれにしても今現在諮問をするというふうに決めたわけではございませんので、そういった答弁になったかと思えます。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 一般的には、住民の中では今までもそうですが、やはり職員の給与を引き下げておきながら特別職は置き去りかという声は聞きます。ですから、そういうふうなことはきちっと受けとめていくのが、幹部の姿勢が必要だというふうに思います。そういう点については、十分に住民の全体的な意見はきちっと受けとめるべきだというふうに思います。

議長（秋長正幸君） 副町長。

副町長（竹内章介君） 議員の最初の給料を下げるの話とえらい話が違うように思いますが、十分検討させていただきます。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。14番中村議員。

14番（中村勝利君） 小豆島町の町職員の給料は、香川県の9町の中でどれくらいにおるのかということと、隣町の土庄町はどんなんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（空林志郎君） 中村議員さんのご質問ですけれども、ラスパイレス指数をお聞きになると思いますが、これでいきますと今小豆島町は県内の町では下から3番目に当たります。一番低いのが三木町で88%程度、それからその次に低いのが土庄町で92%ちょっとで、その次がこの小豆島町で93.6%ということでございます。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。  
まず、原案に反対の方から発言を許します。6番森議員。

6番（森 崇君） 私は、今回の議案第50号の小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について反対いたします。

しかし、若年層はそのままであることや、臨時職員は影響がないということで、少し安心していることを前置きしておきます。

町の提案理由は、人事院の9月30日付の勧告と県人事委員会の11月4日付報告と勧告の指示に基づいて、均衡などを考慮して改正を行うと言っていますが、こうしたことをいつ

まで続けるのかと思っています。

今回の引き下げが、1年間の総額が140万1千円だと聞いております。月にすると、全体で11万6,750円です。さっき聞きましたけど、1人平均は月に1,200円くらいでございます。

昨年度、この時期に申し上げましたが、ラスパイレスも県で下から3番目でございます。地方分権、地方時代だと言われる中で、日本全国一斉に賃金引き下げをする中央集権的なことになってると思います。すべきじゃないと思います。何と言っても、職員のやる気をそがすといいますが、これを避けるべきだと思います。

地方自治については、国から独立して一定の地域を基礎とすると議員必携にも書いております。確かに、地方は疲弊しているとは思いますが。その地方疲弊の原因には、いろいろ考えられますが、大店法の規制緩和もその一つだと思います。面積も販売も時間も自由になってしまって、シャッター通りもふえています。買い物難民という言葉さえ使えるようになっていきます。公務員の賃金を下げると、民間賃金も下がるスパイラル現象が続くと思っています。公務員賃金を下げ続けて購買力を下げると、さらにじわじわと地方疲弊が起こってくると思います。これは、地方に住む私たちの問題であって、町自身の問題でもあると思います。消費者の賃金は大切であり、どこで買い物をするのも大切だと思います。町は、職員の賃下げの影響が小さいとお考えでしょうか。町職員も人間であり、物を買うのに大型スーパーへ、百均に流れやすくなり、地方はさらに疲弊すると思います。最低賃金を決めるときに、1円という言葉がよく聞かれると思います。

塩田町長は、県内でも一番高齢化が進んでいるが、小豆島町は厚生年金の受給者が国民年金など受給者より多いとよく言われます。個人収入が比較的多いことを言っておられると思います。購買力の高さこそ大切であります。今、多くの理由で地方の疲弊は本当に遺憾ともしがたくなっていると思ってます。これ以上、賃金を下げてはならないと真剣に思っています。生活保護者の数が205万人となり、戦後すぐの204万人を超えていると言われる中、賃金収入を低くする政治を地方から見直していただきたいと思います。その核となるのは、公務員の賃金だと思います。その町が豊かがどうかというのは、納税する人が多い。企業も活発であることだと思います。

11月22日、高松市も、国の人事院勧告に準じて一般職の賃金を4月にさかのぼって平均0.24%引き下げる方針であることが新聞に載っていました。民間を上回っているという説明ですけども、ストライキ権の代償としてできたこの人事院勧告制度も、数年前、先ほども言われましたけど、100人の企業対象から50人企業と比べるようになりました。小さい企業と比べるようになっていきます。当然、賃金は低いと思います。

私は、物事に絶対はないと思っていますが、人事院勧告の定義とも言える民間企業の従業員数がなぜ100人対象から50人対象になったのかと思っています。貧富の差が広がり、年間収入200万円以下の人が急激にふえ、社会問題となっている現状の中で、さらに公務員の賃金を全国で下げ続ける国策をやめなければならないというふうに思っています。国の言うことを聞かないと何か不都合なことがあるのか。あるなら、永久的に国の言いなりが続くという、そのことは地方の疲弊はとまらないというふうに思います。

11月24日の山陽新聞には、香川県内の経済4団体決議として、復旧、復興の加速と原発の早期収集とともに、産業の空洞化の阻止など7項目でフェリーや鉄道の支援なども求めています。この中で、今回の賃下げと関連するのは、産業の空洞化の阻止だと思います。日本の賃金は高いと主張して、外国で製品化する会社がふえてきているからだと思います。経済のグローバル化をして、資本が自由に国を超えていく時代になっている中、賃金が高いから外国に出るといって企業と国の公務員賃金を低く抑えることに賛同することは、両方とも労働者にとって問題だと思います。

最後に商品を買ってるのは消費者であり、労働者なのだと思います。今、大会社に翻弄されている中小零細企業の会社で自分の会社の社員とともに苦悩したり、考えたりして1人の首切りもしないで頑張っていくしかないという経営者があらわれています。私は立派だと思います。組合の組織率が18%低いのですが、結果的にさらに購買力を低く下げるこ

とは労働者の問題を超えております。国、地域全体の問題だと思っています。賃下げしたり、働く人の首を切ったりすることは真の解決ではなく、その場しのぎにすぎないのではないのでしょうか。ただ、小豆島町の今回の提案の4月に遡及しないということは、県の自治労委員長も感謝しておったことを申し上げたいと思います。

今、アメリカでは99%を超える人々がデモを行って、世界に広がっています。米当局によると、貧困家庭の子供1,575万人、貧困率21.6%と言われています。一昨日、11月27日の農業新聞には、1969年ジョンソン大統領は貧困との戦争を宣言し多額の支援策を投じてきたが、今は足踏みしている。日本も格差社会、米国の二の舞を演じることになる。99%の人たちは経済的に苦しむ社会を選ぶべきじゃないと。これは農業新聞でございます。論説欄で書いていました。世界中で貧富の差が広がり、給与が下がり続けています。先日の病院問題の集会で衣食住は今や医者、職場、充分の医職充と委員から発言がありました。職場の働く者の賃金が安いと、若い人は小豆島から出ていくしかないと思います。小豆島の人口が毎年500人減少していますが、学卒の方は特に月給幾らかと親ともに考えていると思います。

町長は、所信要旨でも、もともと全国各地から移住者によって栄えた島だと思われたい言われています。また、観光で多くの人が小豆島に来るとき、だれでも収入と相談してくると思います。よくいう無い袖は振れない状態を正し、購買力を上げることが観光商戦にとっても必要と思っています。

世の中、経営者と労働者で成り立っています。ぜひ志を高くして労賃をこれ以上下げないでもらいたいです。

これは余談ですけど、私は賃下げに反対していることですから、特別職も下げるのも反対でございます。

こうした提案がされた以上、結論的には議員の皆さんが判断する決議権であると思っていますので、どこかで歯どめする必要からもこの議案第50号に反対して下さるようお願いいたします。以上です。

議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。5番藤本議員。

5番（藤本傳夫君） 私は、議案第50号小豆島町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について賛成の立場で討論します。

今回の改正条例は、経済雇用情勢等を反映して決定される民間給与に公務員給与を準拠させる香川県人事委員会の勧告を参考にして、他の地方公共団体の職員との均衡等を考慮した減額改定であります。

勧告の趣旨が、公務員給与が民間給与を上回る状況を解消しようとするものであり、現行の公務員制度に沿った給与改正であるとともに、若年層への配慮もされていることから、勧告に沿った本条例改正は適切かつ妥当であると考えられますので、本議案に賛成するものであります。

議長（秋長正幸君） 以上で通告による討論は終わります。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） これで討論は終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第50号は可決されました。  
以上で今期臨時会の全日程を終了しましたので会議を閉じます。  
これをもちまして平成23年第3回小豆島町議会臨時会を閉会します。  
ご苦労さまでした。

閉会 午前9時47分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員